

豊田 法人会 だより

法人会
消費税期限内納付
推進運動

省資源・環境保護に努めましょう!

○この冊子は再生紙を使用しています。
○ホッチキスは不燃物のため、製本に使用していません。

桜と紅葉の共演
小原四季桜



税を味方に、 強い経営を。



法人会とは…

法人会とは全国に440単位あり、おおむね半分の法人企業が加入する「健全な納税者の団体」「良き経営者をめざすものの団体」であります。

そのため会員の皆さんのが「正しい税知識を身につけたい」「積極的な経営をめざしたい」というご要望に応える、経済および税制に関する「講演会」「研修会」「説明会」等を経営者はもとより、実務担当者を対象に開催しております。

また、会員企業の経営の安定を図ることと、経営者並びに従業員の福利厚生制度充実のために保険受託会社と提携して各種保険制度を設けております。

豊田法人会の紹介

豊田法人会は、昭和26年4月岡崎法人会から独立して挙母法人会となり、昭和34年1月に豊田法人会となりました。

昭和51年5月には名古屋国税局から社団法人として許可され、平成25年4月には愛知県知事から公益社団法人として認定されました。

豊田法人会は公益社団法人としての活動を柱として、税のオピニオンリーダーに相応しい法人会をめざして邁進してまいります。

法人会活動が社会に広く貢献しながら、より一層充実し活発化していくためには、さらに組織を拡充していく必要がありますので、是非ご理解を賜りましてご入会下さいますようお願い申し上げます。

公益社団法人 豊田法人会

〒471-0034

愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地
(豊田商工会議所会館4F)

Tel : 0565-33-1314 Fax : 0565-33-6230

Contents No.145 ●●●●

令和5年度税制改正要望 ・令和5年度税制改正に関する提言(要約)	1~5
青年部会 ・活動報告	6
自主点検チェックシートを 活用しましょう	6
女性部会 ・活動報告	7
豊田市消防本部からのお知らせ ・消防用ドローンの紹介	8
豊田加茂県税事務所からのお知らせ ・地方税ポータルシステム(eLTAX)を ご利用ください!	9
豊田税務署からのお知らせ ・自宅でe-Tax(確定申告書作成) ・確定申告はスマホから!	10
豊田法人会行事予定	14
新会員のご紹介	15
表紙の説明・紅葉名所の紹介	16
脳トレクイズ	17

税制改正に関する提言 (要約)

基本的な課題

I 税・財政改革のあり方

- コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。
- すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1.財政健全化に向けて

- これまで財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかつた。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

(1)コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策となるよう十分配慮すべきである。

(2)財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いざれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2.社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

- 社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3.行政改革の徹底

■行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1)国・地方における議員定数の大膽な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4.マイナンバー制度について

■マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低

い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5.今後の税制改革のあり方

II 経済活性化と中小企業対策

■我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1.中小企業の活性化に資する税制措置

■中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

(1)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3)中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。
なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2.事業承継税制の拡充

■我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3)取引相場のない株式の評価の見直し

3.消費税への対応

■消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいと、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適切であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2)インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(3)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴つてより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(4)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

III 地方のあり方

■ 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

■ 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興等

■これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

■また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を難損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

■ 欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

- ① 役員給与は損金算入とすべき。
- ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

- ① 基幹税としての財源調達機能の回復。
- ② 各種控除制度の見直し。
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③個人住民税の均等割。

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2)少子化対策

3.相続税・贈与税関係

(1)現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要はあるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2)制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。

①贈与税の基礎控除を引き上げる。

②相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

4.地方税関係

(1)固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産

(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2)事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3)超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4)法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反するとのないよう配慮するとともに、税収確保のためには法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5.その他

(1)配当に対する二重課税の見直し

(2)森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和4年度は500億円)されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3)電子申告

青年部会

活動報告

青年部会は「税法、経理、経営」の相互研究や会員相互の啓発・親睦を目的としています。次代を担う若手経営者、中堅幹部社員のみなさん、我々と共に新しい未来に向けて研鑽しましょう。

新入会員 募集中!

●詳しくは法人会事務局まで!

《年会費》3,000円
《会員資格》
豊田法人会員である法人に属した50歳以下の人

講演会・新旧会員交流会

○令和4年8月30日 ○ホテルトヨタキャッスル

小島副会長を講師にお迎えした講演会と過去3年程コロナ感染防止の観点から懇親を深める機会がめっきり少なかったこともあり、新旧会員交流会を行いました。

小島副会長の講演会では、「従来は時間当たりの効率化、今後は各業務の最初から最後までのリードタイム短縮を目指す事が重要である。」という言葉がとても印象に残りました。

新旧会員交流会では、卒業者3名の方がご参加いただき、花束を贈呈しました。過去3年間の新会員の方々にも自己紹介をしていただき、新旧メンバーの交流を深めることができました。



自主点検チェックシートを活用しましょう。

○ 点検項目チェック表		II 貸借関係 (資産科目)	
科 目 等	点 検 項 目	点 検 備	
		9/11	3/31
		/	/
現金 小切手 受取手形	12 手許現金と預蔵の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	13 国金、小切手による支払又は予定外（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	14 預金（通帳）と預蔵の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	15 受取手形の現物と補助簿（受取手形記入簿）は定期的に照合されていますか。	なし	なし
売掛金 未収金	16 現物（委任一覧）と得意先に対する請求書は連絡は怠していませんか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	17 現物がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	18 未収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	19 入金条件（決算期、決算手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

- ▷入出金が適切に管理される。
- ▷内部の不正行為を未然に防止できる。

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック(国税庁後援)」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

- ▷法人事業概況説明書の(5)社内監査の欄に記入ができます。

法人事業概況説明書(裏面17)の「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

*「自主点検チェックシート」と「自主点検チェックシートガイドブック」は法人会ホームページからダウンロードできます。

法人会 自主点検チェックシート 検索

女性部会

活動
報告



花水木
女性部会の花

シンボルマーク

このマークは、女性部会の
4ブロックの強い絆を
表現しています。

Women's Idea and Activities

女性 理念 活動

(公社)豊田法人会女性部会

令和4年9月10・11日(土・日)

呈茶会

(社会貢献活動)

○とよた産業フェスタ2022

3年振りに開催された「とよた産業フェスタ2022」において女性部会の社会貢献活動である「呈茶会」を催しました。

大変蒸し暑い中ではありましたが、事務局や青年部会の方々にもご協力を頂いたお陰で多くの皆様がご来場され、募金をして頂きました。意義ある活動に役立てて参ります。



令和4年8月24日(水)

サマー講座

豊田税務署長 新實様をはじめ、御来賓の皆様に御臨席頂き「サマー講座」を開催致しました。

第1部として豊田税務署長 新實様に「税にまつわるトピックス」の演題で御講演頂きました。

今後の厳しい財政状況や話題になったニュースを通して、一時所得と雑所得の違いや相続税についてなど様々な税知識を御教示下さいました。

第2部では落語家の立川平林さんの振り込め詐欺など、時事問題を扱った落語を楽しく聞かせて頂き、1・2部ともに大変有意義な時間となりました。

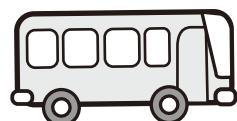


令和4年9月15日(木)

日帰り研修

コロナ禍を考慮し、従来の一泊研修旅行を日帰り研修に変更し、観劇を組み入れたバスツアーを行いました。

税知識の向上と会員の親睦を深める良い機会となりました。





豊田市消防本部

南消防署からの

お知らせ

事故や災害時に活躍!!

消防用ドローンの紹介

豊田市は超高齢化問題や人材不足など社会課題の解決のため、民間事業者と「豊田市ミライ・チャレンジ都市パートナーシップ協定」を締結し、産業用ドローンの開発に寄与しました。

豊田市消防本部では消防用ドローンを平成31年から運用しています。



消防用ドローンとは

事故や災害の発生による人命の検索、救助の消防活動をより安全かつ効率的に行うことの目的としています。また、大規模災害や風水害発生時にも活躍が期待されています。全国的に災害時におけるドローンの活用が注目され、令和4年度に消防庁が行ったドローン活用状況調査では、全体の5割を超える429消防本部がドローンを活用しており、年々増加しています。その中でも豊田市消防本部は、現場職員による運用を行い、全国でも先進的な取組を続けています。

運用方法について

豊田市消防本部では、消防用ドローンを南消防署に配備し、任命を受けた操作員によって運用をしています。消防用ドローンは、主に林野火災や河川での水難救助の際に活躍をしており、建物火災や自然災害など、他の災害が発生した際にも必要に応じて出動をしています。

また、当初は日の出から日没までの運用していましたが、令和4年3月28日から夜間飛行を開始し、24時間体制での災害対応が可能となりました。

活動実績

内 容	実 績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
災害出動	19件	30件	22件

今後について

現在使用している機体から、アップデートされた後継機ドローンを令和4年度に新規導入する予定です。機体性能の拡充や、さらなる消防活動の幅広い対応が期待されています。

※後継機には、カメラズーム機能・スピーカーによる声掛け機能・LEDサーチライト等を機能拡充

愛知県豊田加茂県税事務所 からの お知らせ

地方税ポータルシステム eLTAX(エルタックス)を

ご利用ください!

● 県税・市税を一括で納税できます

- ▷ 複数の地方公共団体に一括して電子的に申告・申請・納税ができます。手数料は無料です。
- ▷ 電子申告を行った申告情報や特徴税額通知データを引き継いで納税することができます。
- ▷ 事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納税する「ダイレクト納付」ができます。
- ▷ 金融機関の窓口に出向くことなく、オフィスや自宅から手続きができます。

対象の税目

法人県民税、法人事業税、特別法人事業税(地方法人特別税)、法人市町村民税、事業所税、個人住民税(給与特徴分、退職所得に係る納入申告分)、県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)等

《ご利用の流れ》 (1)利用者IDを取得する

- (2) eLTAX対応ソフトウェア(PCdeskなど)を取得する
- (3) 電子申告、電子申請・届出、共通納税を行う

※PCdeskとは：無料でご利用いただけるeLTAX対応ソフトウェアです。
申告データの様々な作成支援機能があります。
eLTAXのホームページからダウンロードすることができます。

● 利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告・納入ができます

- ▷ 特別徴収義務者が行う県民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割の申告及び納入を、eLTAXを通じて行うことができます。
- ▷ 複数の利子の種類等の取扱いや、複数団体にまとめて申告納入ができます。

対象者

「利子割・配当割・株式等譲渡所得割」を特別徴収し、申告納入している方

● 大法人は電子申告が必要です

- ▷ 大法人等が提出する法人住民税及び法人事業税の納税申告書については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、eLTAXによる電子申告が義務化されています。

対象者

- ① 事業年度開始の日において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

※詳しくはeLTAX(エルタックス)のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)でご確認ください。

法人の税金(県税に限る)に関するお問い合わせ先：愛知県豊田加茂県税事務所 課税第一課
電話：0565-32-7482(ダイヤルイン)

豊田税務署からのお知らせ

さあ 自宅で e-Tax! 確定申告書等作成コーナー から

作成コーナー



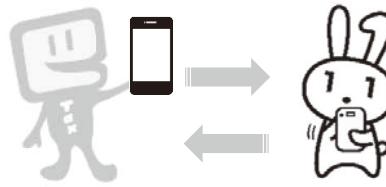
自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪



自動入力

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪



自宅から

確定申告はご自宅で！スマホで申告できます♪



「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



印刷・郵送代



添付書類



※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



*メンテナンス時間
を除きます



早期
還付

3週間程度で還付！

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック



こちらからアクセス！



確定申告 動画



確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこれら♪

スマホで申告！

カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！



バシカリ



源泉徴収票の
記載内容を
自動入力！

パソコンで申告！

スマホがICカードリーダライタの代わりに！

用意するものは次の2つ



マイナンバーカード

+



マイナンバーカード読み取対応のスマートフォン

ICカードリーダライタ不要！



マイナポータルアプリを
インストールするだけ！



令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利に！

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！※

①e-Tax登録情報の確認
(読み取1回目)



②電子署名の付与
(読み取2回目)



③e-Taxへのログイン
(読み取3回目)



①e-Taxへのログインのみ！



※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！ パソコンの画面もリニューアル！



スマホ画面



次へ



パソコン画面



豊田税務署からのお知らせ

'自動計算・自動入力・自宅から 確定申告は とっても便利な♪ スマートフォンからがおすすめです！'

STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス



【確定申告書等作成コーナー】

対応ブラウザを確認

iPhoneの方

Safari



Androidの方

Chrome



※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください。

STEP 2 送信方法の選択

国税庁 確定申告書等作成コーナー

① 申告準備 → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

作成する申告書等と提出方法の選択

作成する申告書等の選択

Q 作成する申告書等を選択してください。
※ 事業所得や不動産所得がある方は「決算書・収支内訳書（+所得税）」を選択してください。
決算書・収支内訳書の作成後、引き続き所得税の申告書を作成することができます。

所得税

○ 提出方法を選択してください。
※ マイナンバーカードから各
できます。
おすすめ！ ナボ
ご利用

e-Tax（マイナンバーカード方式）

e-Tax（ID・パスワード方式）

書面

次へ

マイナンバーカード方式



e-Taxに登録されている情報
が表示されます

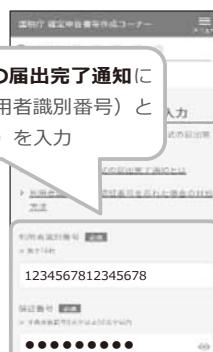


次へ

ID・パスワード方式



ID・パスワード方式の届出完了通知に
記載のe-TaxのID（利用者識別番号）と
パスワード（暗証番号）を入力



⚠ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

STEP 3 収入・所得金額や控除等の入力

収入等の入力

控除等の入力

STEP 4 申告内容の事前確認・送信



STEP 5 帳票PDFの保存・確認

保存・確認方法の詳細はこちらから



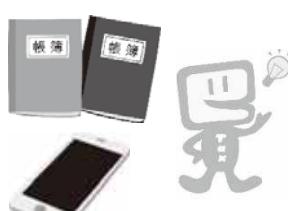
iPhoneの方



Androidの方

◎スマート申告の便利機能♪

青色申告決算書や収支内訳書
がスマホで作成可能に！



NEW!!

給与所得の源泉徴収票をスマホで読み取り！



スマホで撮影する
だけで自動入力♪



- ご利用には別途通信料がかかります。
- このデモンストレーションでは開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
- iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- Android、Google Chrome の名称及びロゴは、Google LLC の商標または登録商標です。

行事予定 | 令和4年11月～令和5年1月

日 時			行 事 (会 議)	開催場所
11月	15日 火	14:00	広報委員会兼会報編集会議(第5回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的203
	17日 木	14:00	業種別(自動車部会)税務研修会 大豊工業&豊田鉄工	
	21日 月	16:00	青年部会・税務署長を囲む会	豊田商工会議所 2F 201・202
	21日 月	17:15	青年部会・懇談会	アフィーノ
	22日 火	14:00	法人税セミナー上級(第3回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202
	23日 水		稻武支部・支部研修会	豊田市コンサートホール他
	24日 木		全法連 第36回全国青年の集い(沖縄大会)	沖縄アリーナ
	25日 金		全法連 第36回全国青年の集い(沖縄大会)	沖縄アリーナ
	25日 金		七州支部 企業視察研修会	京都方面
	29日 火		業種別(自動車部会)税務研修会 小島プレス工業	
	30日 水	14:30	愛知県法人会運営研究会	名古屋東急ホテル
12月	5日 月	15:00	組織委員会兼支部長会議(第4回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	5日 月	16:00	正副支部長会議(第2回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202・203
	7日 水	14:30	税制講演会	ウインクあいち
	9日 金	14:00	業種別(自動車部会)税務研修会 鬼頭工業	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202・203
	12日 月	16:00	女性部会・役員税務研修会	名鉄トヨタホテル
	13日 火	10:30	広報委員会兼会報編集会議(第6回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	15日 木	14:30	県内事務局職員情報交換会	大同生命ビル 2F
	15日 木	17:00	県内事務局懇談会	THE CONDER HOUSE
1月	11日 水	14:00	総務委員会(第4回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	12日 木	14:00	税務会計講座(第4回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202
	17日 火	14:00	正副会长会議(第2回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	17日 火	15:00	常任理事会(第2回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202・203
	24日 火	14:00	法人税セミナー上級(第4回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202
	26日 木	16:00	県連)第35回理事会、理事委員合同賀詞交歓会	名古屋マリオットアソシアホテル
	27日 金	11:00	女性部会・新春講演会	名鉄トヨタホテル
	31日 火	16:00	理事会(第3回)	ホテルトヨタキャッスル 華の間西
	31日 火	17:15	理事会・懇談会	ホテルトヨタキャッスル 華の間中東

新会員紹介 | 令和4年7月～11月

(株)マルセイ	豊田中	(株)YMTEC	高岡
(株)F-WORKS	高橋松平	(株)arc	上郷
(一社)あすなろ	七州	トヨタ生活(協) メグリアうねべ店	上郷
(有)プラス・ビー	豊南	(有)内山商事	上郷
(株)PアットG	猿投	(一社)足助まちマネジメント	足助
えすず(株)	猿投	アックスホーム(株)	みよし
岡崎製材(株) 豊田支店	猿投	(株)未来工務店	みよし
トヨタ生活(協) メグリアはなぞの店	高岡	菱名工業(株)	みよし

キリトリ

公益社団法人
豊田法人会 宛

登記事項等異動連絡票

令和 年 月 日

会員名	異動日	令和 年 月 日
異動事項	変更前	変更後
所在地	〒 一	〒 一
フリガナ 法人名		
フリガナ 代表名		
電話番号		
FAX No.		
資本金	万円	万円
業種目		
組織変更		
決算期	月期	月期
その他		

*該当事項をご記入のうえ、豊田法人会事務局までご連絡願います。

(公社)豊田法人会 事務局／豊田市小坂本町1-25 豊田商工会議所会館 4F

Tel : 0565-33-1314 Fax : 0565-33-6230

受付

表紙の説明

小原四季桜 見頃 11月中旬～下旬

●小原地区内には、いたるところに四季桜が植栽されており、その数一万本以上といわれています。春と秋に花を咲かせる四季桜。秋は10月頃から花を咲かせ、見頃となる11月には、紅葉と四季桜の共演を楽しむことができます。

場所

豊田市川見町堂の洞(川見四季桜の里)
豊田市小原町上平441(小原ふれあい公園)
豊田市永太郎町洞216-1(小原和紙のふるさと)



問合せ

小原観光協会 TEL 0565-65-3808

▶豊田市には紅葉の名所がたくさん!◀

※その年の気候により見頃は変動します。詳しくは各地区観光協会にお問合せください。

稻武「大井平公園」



見頃 11月上旬～中旬

大井平公園は、市内でもいち早く秋を感じができるスポットで、約520本のカエデやイロハモミジの紅葉を楽しめます。名倉川という川沿いにあるため、川面にも美しい紅葉が映し出され、風情あふれる景色が広がります。公園内は天保時代(1830-1844)に植樹された巨木の森の中を散策するなど、ゆったりと過ごすことができます。

場 所：豊田市稻武町大井平5-1

問合せ：0565-83-3200(道の駅どんぐりの里いなぶ 観光案内所)
0565-77-6283(いなぶ観光協会)

松平「松平東照宮」



見頃 11月中旬～下旬

徳川の原点松平氏の発祥地として有名な松平郷には、歴史と自然の里として整備された「松平郷園地」の他、徳川家康と松平家の始祖・松平親氏を祀る国史跡「松平東照宮」、松平家の菩提寺国史跡「高月院」があり、悠久の歴史を伝えています。

場 所：豊田市松平町赤原周辺

問合せ：0565-77-8089(松平観光協会)

足助「香嵐渓」



見頃 11月中旬～下旬

東海随一の紅葉の名所「香嵐渓」は、モミジの新緑やカタクリ群生など1年を通して豊かな自然が味わえます。約390年前の江戸時代、香積寺11世の三栄和尚が参拝客を楽しませようと植えたことから始まり、その後住民も植樹を進め、現在では約4千本のもみじが観光客の目を楽しませています。

場 所：豊田市足助町飯盛周辺

問合せ：0565-62-1272(豊田市足助観光協会)

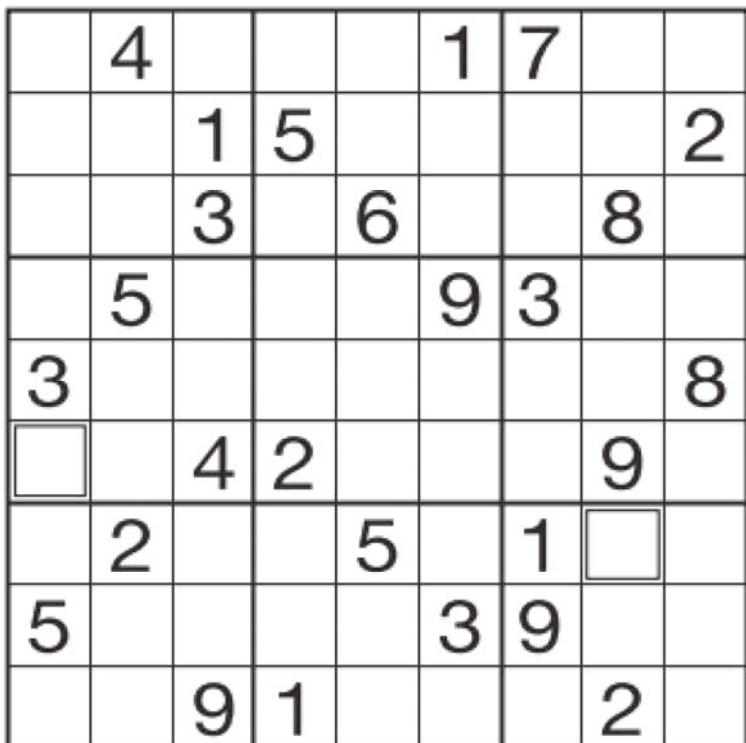
お出かけの際は新型コロナウイルス感染予防の取組にご協力ください

パズル・数独

※ルール①：まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②：タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？



【答え】8(1+7)

2	4	5	3	8	1	7	6	9
8	6	1	5	9	7	4	3	2
9	7	3	4	6	2	5	8	1
6	5	2	8	7	9	3	1	4
3	9	7	6	1	4	2	5	8
①	8	4	2	3	5	6	9	7
4	2	6	9	5	8	1	7	3
5	1	8	7	2	3	9	4	6
7	3	9	1	4	6	8	2	5

【作者紹介】株式会社ニコリ 日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなどのパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。パズルASP「e-数独」をB to B向けにリリース。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合にはもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型 **V Lタイプα**を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型 **V Lタイプα**：大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

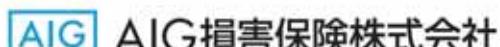
◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2020年2月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社



三河支社 豊田営業所
愛知県豊田市小坂本町1-5-10(矢作豊田ビル5F)TEL:0565-34-0200



名古屋支店
愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)TEL:052-685-6194

F-2019-1021 (2020年2月26日)
20-073001